

コーポレート・ガバナンス報告書

2025年3月26日

株式会社A I R - U

代表取締役社長 田中 康之助

問合せ先：取締役管理本部長 半田 祐樹

03-6277-6692

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、【つなぐチカラで、人々を幸せに】をミッションとし、「いつでも、どこでも、だれとでも」つながることのできる「安心・安全で快適な」コミュニケーション環境を提供することにより、人々を幸せにし、人類・社会の進歩発展に貢献することを使命としています。

また、【GLOBAL MOBILE SERVICE PROVIDER ～国境を越えたすべての「当たり前」を。～】をビジョンとし、世界中をシームレスにつなげるモバイル通信サービスを提供することにより、三方よし（売り手よし、買い手よし、世間よし）を実現することを目指しております。

さらに、当社のミッション・ビジョンを実現するために、従業員全員が持つべき4つのバリューを掲げています。

1. 取引先を大切にし、信頼関係を築きます

私たちは取引先を大切にし、長期的な信頼関係を築くことを重視しています。取引先の利益に最大限貢献し、決して不義理を起こさないよう心掛けています。自己の利益でなく、取引先の成功を考えて行動します。

2. 通信業界の駆け込み寺となります

私たちは日進月歩で進化し続ける通信業界において、常に最新情報を迅速に収集し、お客様の悩みや課題に向き合い、解決策を提供する存在でありたいと考えています。どんな問題があっても、私たちに相談していただければ、迅速かつ適切に対応します。お客様の信頼を大切にし、共に成長していくパートナーとして、通信業界の駆け込み寺でありたいと考えています。

3. 革新と挑戦を続けます

私たちは新しい技術やサービスの開発に積極的に取り組み、常に業界の最先端を走り続けます。市場の変化に柔軟に対応し、革新を追求し続けます。

4. 社員の成長と自己実現を支援します

私たちは会社が成長発展し、ステークホルダーの方々に喜んでいただくためには、社員一人ひとりの成長が欠かせないと考えています。社員が仕事を通じて成長し、自己実現を図れるよう支援します。

そして、全従業員が遵守すべき行動や倫理的な指針をまとめた行動規範を定め、企業の透明性、公正性、誠実さを確保し、信頼関係を築くための基盤としています。

さらに、当社のミッション、ビジョン、バリューを果たすため、株主をはじめとしたステークホルダ

一の皆様と良好な関係を築き、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指し、コーポレート・ガバナンスの強化及び充実が重要であると認識しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
田中 康之助	5,641,000	94.01
株式会社ジェネット	258,800	4.31
トレ・コミュニケーションズ株式会社	100,000	1.66
uCloudlink Japan株式会社	100	0.00
株式会社IPモーション	100	0.00

支配株主名	田中 康之助
-------	--------

親会社名	—
親会社の上場取引所	—

補足説明

割合については小数点第3位以下を切り捨てして表示しております。

3. 企業属性

上場市場区分	TOKYO PRO Market
決算期	12月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上 1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

支配株主との取引が発生する場合には、当該取引条件を一般の取引条件と照らし合わせて決定し、かつ、公正で適切な取引関係の維持に努めることにより、少数株主の利益を害することのないように対応いたします。関連当事者取引については、取引の際に取締役会の承認を必要といたします。

このような運用を行うことで、関連当事者取引を取締役会において適時把握し、少数株主の利益を損なう取引を排除する体制を構築しております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

II. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役会設置会社
------	----------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	5名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	3名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
二宮 康真	他の会社の出身者								○			

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- h. 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- i. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- j. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- k. その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
二宮 康真		<p>当社は、同氏が代表を務める株式会社デジタルハーツとの間で2019年4月20日より営業代行基本契約を締結しております。その後、2022年4月1日付で、株式会社デジタルハーツのエンタープライズ事業が会社分割され、同氏が代表を務める株式会社AGESTに本契約が承継されました。なお、本契約に基づく取引金額の合計は以下の通りです</p> <p>2023年12月期：18,480千円</p> <p>2024年12月期：1,400千円</p> <p>これらの取引金額は僅少であり、当社の財務および業務運営に対する影響は限定的であると判断</p>	<p>長年にわたり通信業界に深く関与し、当社の事業領域に関する豊富な知見と経験を有しております。さらに、他の上場企業において取締役としての長年の経験を持ち、経営に関する高い見識を備えていることから、当社の業務執行を適切に監督できると判断し、社外取締役として選任いたしました。</p>

		<p>しております。</p> <p>また、当社は株式会社デジタルハーツおよび、事業承継後の株式会社 AGEST の CRM を販売先向けに提供しており、システム利用料を支払っております。</p> <p>当該取引金額は以下の通りです。</p> <p>2023年12月期：5,059千円</p> <p>2024年12月期：13,040千円</p> <p>本取引についても取引金額は僅少であり、重要性は低いと判断しております。</p>	
--	--	--	--

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成及び委員長(議長)の属性

指名委員会に相当する任意の委員会

委員会の名称			指名報酬委員会			
全委員 (名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社内有識者 (名)	その他 (名)	委員長 (議長)
6		1	1		4	社外取締役

報酬委員会に相当する任意の委員会

委員会の名称			指名報酬委員会			
全委員 (名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社内有識者 (名)	その他 (名)	委員長 (議長)
6		1	1		4	社外取締役

補足説明

取締役の指名・報酬等に関する手続きの公正性・透明性・客観性を強化し、コーポレート・ガバナンスの充実に図るため、取締役会の諮問機関として「指名報酬委員会」を設置しております。
--

【監査役関係】

監査役会設置の有無	設置している
-----------	--------

定款上の監査役の員数	4名
監査役の人数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

<p>監査役、会計監査人、及び内部監査担当者は、三者間の緊密な連携を確保するため、四半期ごとに監査実施状況に関する協議の場を設けています。</p> <p>この場では、監査契約や監査計画の策定、監査手続の進捗状況、及び監査結果の共有を行い、各監査機関がその専門性を最大限に発揮できるよう努めています。</p> <p>また、こうした連携を通じて監査の効率化と精度向上を図るとともに、企業の持続的な成長と信頼性向上に貢献し、ガバナンス体制の強化に取り組んでいます。</p>

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	4名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	一名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
尾堂 隆久	他の会社の出身者													
工藤 克己	他の会社の出身者													
石上 裕史	他の会社の出身者													
武林 聡	他の会社の出身者													

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m. その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
尾堂 隆久		—	事業法人（通信業を含む）において、総務・労務・コンプライアンス等の分野における豊富な経験と高い見識を有しており、上場会社の監査役経験や社会保険労務士としての専門的知見を活かし、当社の実効的な監査に十分な役割を果たすことが期待できると判断し、社外監査役に選任しております。

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
工藤 克己		—	事業法人の取締役等を長年務めたことから、経営に関する豊富な経験と高い見識を有しており、上場会社の監査役であることから、当社においても客観的かつ独立的な経営監視を行うことができると期待し、社外監査役に選任しております。
石上 裕史		—	金融機関及び事業会社において経理責任者や内部監査部門を歴任するなど、長年にわたる財務及び経理についての豊富な経験と高い見識を有しており、また、他社における監査役としての見識・経験等を活かして、当社においても客観的・中立的な監査業務が期待できると判断し、社外監査役に選任しております。
武林 聡		—	上場会社の取締役として、また長年にわたる複数社での企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社においても客観的かつ独立的な経営全般の監視と有効な助言を期待し、社外監査役に選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の数	一名
--------	----

その他独立役員に関する事項

該当事項はありません。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

中長期的な当社の業績拡大及び企業価値の増大を目指すにあたり、より一層意欲及び士気を向上させ、当社の結束力をさらに高めることを目的としてストックオプションを付与しております。
--

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員
-----------------	-----------

【取締役報酬関係】

開示状況	個別報酬の開示はしていない
------	---------------

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円を超える者がいないため、個別報酬の開示は行っておりません。

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
---------------------	----

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

<p>(1) 基本方針</p> <p>取締役の報酬は、会社の中長期的な成長および持続的な企業価値の向上を図ることを目的とし、その業績と連動させる。報酬の決定にあたっては、公平性、透明性および適切性を確保する。</p> <p>なお、業務執行を担当せず、経営の監督機能を担う社外取締役には、業績等により変動することのない定額の基本報酬のみとする。</p> <p>(2) 基本報酬に関する方針</p> <p>基本報酬は、定額の報酬とし、業界水準などを踏まえた報酬テーブルを参考に、報酬委員会の助言を受けて取締役会決議により決定する。</p>

(3) 業績連動報酬に関する方針

業績連動報酬は、会社の業績指標(売上高、税引前利益)、取締役個人のパフォーマンス及び株主価値と連動した報酬体系とし、報酬委員会の助言を受けて取締役会決議により決定する。

(4) 非金銭報酬等に関する方針

非金銭報酬は、株式報酬型ストックオプションとして支給する。基本方針に基づき、報酬委員会の助言を受けて取締役会決議により決定する。

(5) 報酬の割合に関する方針

基本報酬及び非金銭報酬の割合については、役位、職責、業績、貢献度等を総合的に勘案し、報酬委員会の助言を受けて取締役会決議により決定する。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役のサポートは管理部が行っております。取締役会の開催に際しては、社外取締役及び社外監査役へ資料を事前に共有し、課題の検討や情報収集に十分な時間を費やせるように努めています。取締役会への付議事項については早期に通知をしており、必要に応じて電子メール等を利用した事前説明を行っております。

上記に加えて、会社の重要な事項等に関しては都度、電子メール等を利用し、共有をしております。

これらにより、社外取締役及び社外監査役が期待される役割を果たすためのサポートをしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、会社法に基づき、株主総会、取締役会、監査役会、及び会計監査人を設置するとともに、日常的な業務監査を担う内部監査担当者を任命し、適切な監査体制を整えています。

また、リスク・コンプライアンス委員会を定期的開催し、全社的なリスク管理体制の強化に努めています。さらに、取締役候補の指名及び取締役等の報酬決定における独立性・客観性・説明責任の強化を目的として、取締役会の下に指名委員会と報酬委員会の機能を兼ねる任意の指名報酬委員会を設置しています。

加えて、外部の視点による経営監督機能の強化を図るため、社外取締役1名及び社外監査役4名を選任し、経営の透明性と適正性を確保しています。

これらの相互連携を通じて、当社は経営の健全性と効率性を維持できると判断し、現在のコーポレート・ガバナンス体制を採用しております。

(1) 取締役会

当社の取締役会は、4名の取締役(うち社外取締役1名)で構成されております。取締役会は、経営の最高意思決定機関として、迅速かつ的確で合理的な意思決定を行うとともに、経営の妥当性、効率性及び公正性等について適宜検討し、法令、定款及び社内諸規程で定めた事項、並びに重要な業務に関する事項の決議を行うほか、取締役間で相互に職務の執行を監督しております。毎月1回定時取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。

取締役会は、法令または定款に規定された事項、株主総会の決議により委任された事項、その他の経営上の重要な事項を決定し、それ以外の業務執行の意思決定に関しては、社内規程により代表取締役及び各担当取締役に委任しております。代表取締役及び担当取締役は、委任された事項に関する意思決定の結果及び執行状況について、取締役会へ報告しております。

(2) 監査役・監査役会

取締役会に対する監視機能として、経営の適正性・適法性を監査するため、会社法に基づき社外監査役4名(常勤1名、非常勤3名)を選任し、客観的な監査を実施しています。

監査役会は、2023年7月6日開催の臨時株主総会において設置が決議され、年間の監査方針及び監査計画を策定しています。監査役会の定める監査基準に準拠し監査を実施し、主に常勤監査役が監査計画に基づく監査の実施状況等を報告しています。

また、各監査役は取締役会に出席し、取締役の業務執行を適正に監視するほか、以下の取組みにより監査の実効性を高めています。

- ・リスク・コンプライアンス委員会や指名報酬委員会等の重要会議へ参加
- ・代表取締役と監査役会との意見交換会の実施
- ・監査役会における情報共有と意思疎通の強化
- ・三様監査会議を通じた内部監査担当者および会計監査人との連携
- ・常勤監査役が監査資料をGoogleドライブで全監査役と共有し、情報の透明性を確保

これらの施策により、監査役による監査の実効性を高め、ガバナンス強化に貢献しています。

(3) 内部監査

当社の内部監査は、組織、制度、及び業務が経営方針や社内規程に準拠し、適正かつ効率的に運用されているかを検証・評価・助言することで、以下の目的を達成することを目指しています。

- ・不正の未然防止
- ・適正な管理情報の提供
- ・経営効率の向上

内部監査は管理本部長が担当し、管理本部の監査については相互牽制の観点から営業本部長が実施しています。また、各部門の監査結果及び改善点については、管理本部長から代表取締役社長へ報告書と改善要望書を提出する体制を整えています。

(4) 会計監査人

当社は、2025年12月期の会計監査について、かがやき監査法人与監査契約を締結しております。なお、2024年12月期については、「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づく監査を受け、監査を執行した公認会計士は以下の2名です。

- ・林 幹根 氏
- ・林 克則 氏

いずれも継続監査年数は7年以内であり、当該監査業務には公認会計士7名が補助者として従事しました。また、当社と監査に従事する公認会計士の間には特別な利害関係はありません。

(5) リスク・コンプライアンス委員会

当社は、コンプライアンス意識の向上と不正行為の防止を図るため、代表取締役社長を委員長として、取締役、監査役、営業企画部部長、財務部部長で構成される「リスク・コンプライアンス委員会」を設置しております。

出席者により、リスク情報の洗い出しを行い、その評価及び分析を行い、リスクの発生の防止策、対策、改善策を検討しております。また、コンプライアンスの重要性の理解と、その遵守について、研修を行う事により、法令順守の徹底を図っております。

(6) 指名報酬委員会

取締役会の決議によって選定された取締役と監査役の6名で構成しております。

取締役の指名・報酬等に関する手続きの公正性・透明性・客観性を強化し、コーポレート・ガバナンスの充実を図るため、取締役会の諮問機関として設置しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

現状の体制を採用している理由といたしましては、事業内容及び会社規模に鑑み、業務執行機能と監督・監査機能のバランスを効果的に発揮する観点から、上記のような体制が当社にとって最適であると考えているためです。

Ⅲ. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

	補足説明
実施していません。	今後の株主の状況を鑑み、検討してまいります。

2. IRに関する活動状況

	補足説明
IR 資料をホームページ掲載	当社 Web サイト上に IR 情報ページを設け、TDnet において開示された情報や決算情報、発行者情報のほか、決算説明会資料等についても掲載しております。
IRに関する部署(担当者)の設置	管理本部にて対応しております。

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

実施していません。

Ⅳ. 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法上の大会社に該当しないため、法令による内部統制システムの整備に関する取締役会決議を行っていませんが、内部統制システムの構築は重要な課題と認識しております。

現状においては、取締役会規程、業務分掌規程、職務権限規程等の規定に基づいて業務を合理的に分担することで、特定の組織並びに特定の担当者に業務や権限が集中することを回避し、内部牽制機能が適切に働くよう努めております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1) 反社会的勢力の排除に向けた基本的な考え方

当社は、「反社会的勢力に対する基本方針」において、健全な会社経営のため、反社会的勢力とは決してかかわりを持たず、不当な要求には断固としてこれを拒絶する方針としております。

(2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況

反社会的勢力による不当要求に備え、「反社会的勢力等排除規程」を定めており、反社会的勢力への対応ルールを整備しております。

Ⅴ. その他

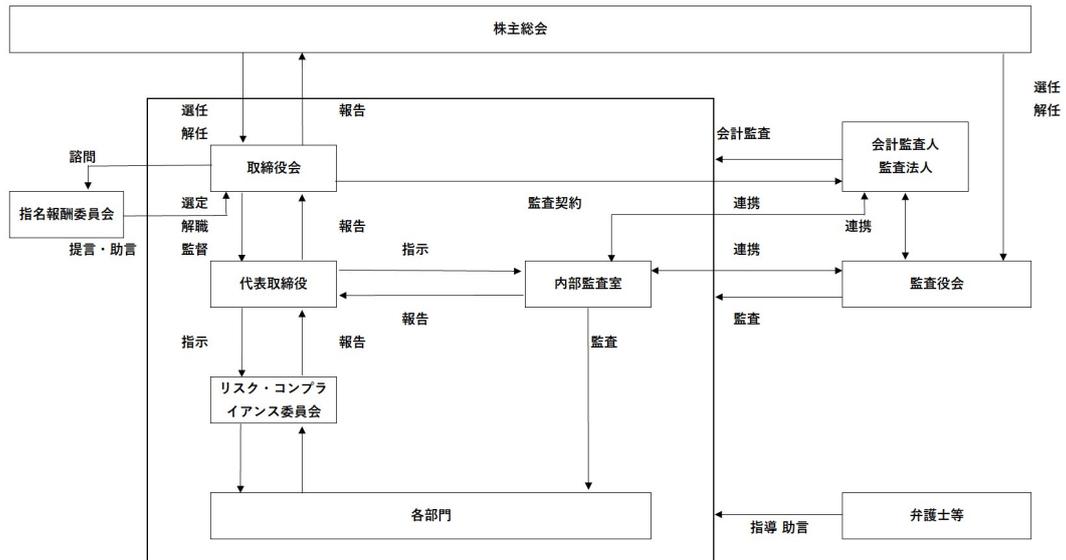
1. 買収防衛策導入の有無

買収防衛策導入	なし
---------	----

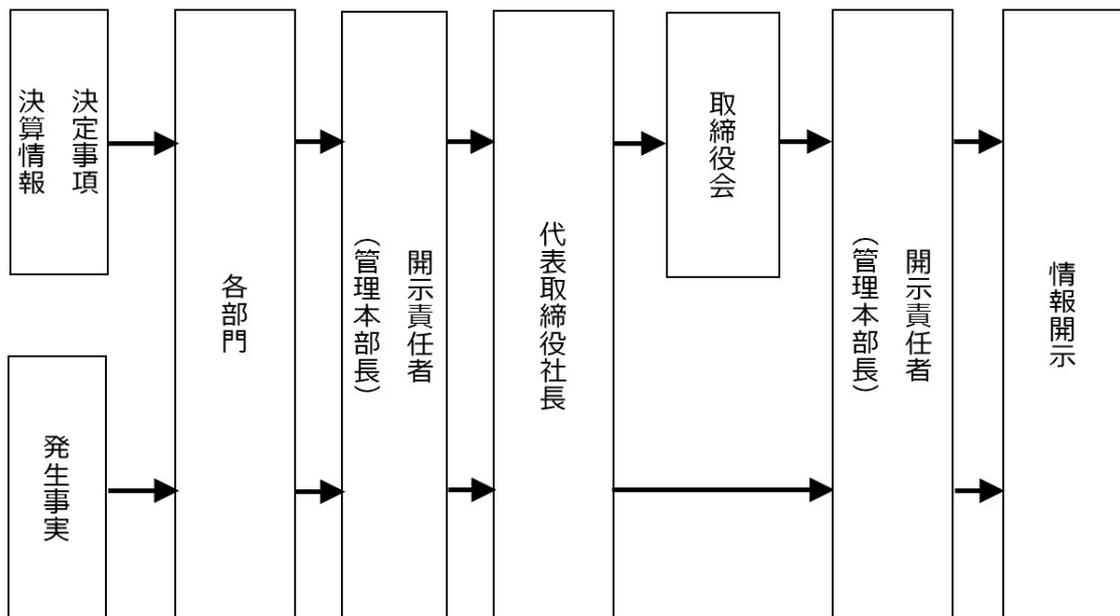
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社のコーポレート・ガバナンス体制及び適時開示手続に関するフローの模式図を参考資料として添付しております。

【模式図(参考資料)】



【適時開示体制の概要 (模式図)】



以上